



## こおりやま広域連携中枢都市圏

「連携協約の一部を変更する連携協約締結式」及び「連携推進協議会（市町村長会議）」をオンライン開催します



ターゲット 17.17

令和2年7月1日

郡山市政策開発部

政策開発課

担当：小和田 晴彦

TEL：924-2021

SDGs ターゲット 17.17 「効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する」

「こおりやま広域連携中枢都市圏」では深刻化・広域化する自然災害等における相互応援の連携強化及び地域防災力強化のため、連携協約の一部を変更する連携協約締結式を開催します。

また、連携推進協議会では、連携協約に基づき、応援職員の派遣を行う仕組みについて協議を行います。

締結式及び連携推進協議会は「新しい生活様式」対応のため、16市町村をオンラインで結び開催します。

1 日 時 令和2年7月8日(水)

・連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約締結式

午後1時30分(予定)

・こおりやま広域連携中枢都市圏連携推進協議会

午後2時(予定)

※連携推進協議会については、冒頭部分のみの公開となります。

2 場 所 市役所庁議室（本庁舎2階）

3 出席者 郡山市長、こおりやま広域圏連携市町村長等（オンライン参加）

<こおりやま広域連携中枢都市圏について>

少子高齢・人口減少社会にあっても、地域が活性化し住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるよう、地方自治法の連携協約制度に基づき、郡山市を含む16市町村で形成。

<連携協約について>

地方自治法第252条の2に基づき、各市町村議会の議決を経て締結する協約。連携の目的や基本方針、取組等を記載し、各市町村と1対1により締結する制度。